

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	保健福祉部 障害福祉課 障害者支援係	
許 認 可 等 名	介護給付費及び訓練等給付費の支給変更決定	
根 拠 法 令	障害者自立支援法	
根 拠 条 項	第24条第2項	
連 絡 先	(電話 621-5171)	
審 査 基 準	基 準	<p>介護給付費及び訓練等給付費の支給決定の変更の決定は、障害者自立支援法第24条の規定により、障害者自立支援法施行規則第12条各号に掲げる事項及びサービス等利用計画案(提出があった場合)を勘案し、必要があると認める場合に行うことができる。</p> <p>障害者自立支援法(平成17年法律第123号) (支給決定の変更) 第24条 支給決定障害者等は、現に受けている支給決定に係る障害福祉サービスの種類、支給量その他の厚生労働省令で定める事項を変更する必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該支給決定の変更の申請をすることができる。</p> <p>2 市町村は、前項の申請又は職権により、第22条第1項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、支給決定障害者等につき、必要があると認めるときは、支給決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る支給決定障害者等に対し受給者証の提出を求めるものとする。</p> <p>3 第19条(第1項を除く。)、第20条(第1項を除く。)及び第22条(第1項を除く。)の規定は、前項の支給決定の変更の決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。</p> <p>4 市町村は、第2項の支給決定の変更の決定を行うに当たり、必要があると認めるときは、障害程度区分の変更の認定を行うことができる。</p>
	参 考 事 項	(1)介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領) (2)徳島市支給決定基準
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 90日(障害程度区分認定が必要なもの)・60日(障害程度区分認定が不要なもの)(休日を含む)
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)

審査基準	基準	<p>5 第21条の規定は、前項の障害程度区分の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>6 (略)</p> <p>障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号) (法第22条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項)</p> <p>第12条 法第22条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法第20条第1項の申請に係る障害者等の障害程度区分又は障害の種類及び程度その他の心身の状況 (2) 当該申請に係る障害者等の介護を行う者の状況 (3) 当該申請に係る障害者等に関する介護給付費等の受給の状況 (4) 当該申請に係る障害児が現に児童福祉法第6条の2第1項に規定する障害児通所支援又は同法第24条の2第1項に規定する指定入所支援を利用している場合には、その利用の状況 (5) 当該申請に係る障害者が現に介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービスを利用している場合には、その利用の状況 (6) 当該申請に係る障害者等に関する保健医療サービス又は福祉サービス等(第3号から前号までに掲げるものに係るものを除く。)の利用の状況 (7) 当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向の具体的内容 (8) 当該申請に係る障害者等の置かれている環境 (9) 当該申請に係る障害福祉サービスの提供体制の整備の状況
------	----	--